

社会福祉法人ゆうゆう 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうゆう（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに苦情対応規程に定める第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人役員等に対してその職務遂行の対価として報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬額は、職位等に応じて、別表の通りとし、支給対象者は評議員会で定めるものとする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張した時は、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

役員報酬規程 別表

別表1 役員報酬表（月額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬（常勤）	700,000 円	別途定めるところによる
理事業務報酬（常勤）	300,000 円	別途定めるところによる
理事業務報酬（非常勤）	50,000 円	別途定めるところによる
監事業務報酬（常勤）	300,000 円	別途定めるところによる
監事業務報酬（非常勤）	50,000 円	別途定めるところによる

別表2 会議等出席に伴う報酬（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	支給しない	別途定めるところによる
評議員会出席報酬等	支給しない	別途定めるところによる
第三者委員	支給しない	別途定めるところによる